

改正消費税法

税率アップ・軽減税率への実務対応セミナー

日頃は私どもあがたグローバル経営グループの業務にご理解とご協力をいただき、誠にありがとうございます。
ございます。

このたび、『改正消費税法 税率アップ・軽減税率への実務対応セミナー』を企画開催いたします。
是非ともご参加いただきますようお願い申し上げます。

【セミナーの内容】

第1講 『消費税率10%への改正のポイント』

2019年10月1日より消費税率の10%への引上げと軽減税率が導入されることとなりました。
税率が複数となることから、帳簿と請求書等の記載と保存にも変更があります。現行制度をベ
ースにした「区分記載請求書等保存方式」を経て、2023年10月1日にいわゆるインボイス方式
である「適格請求書等保存方式」が導入されます。そこで、軽減税率対象品目について、具体
的にお伝えするとともに、「区分請求書等保存方式」、「適格請求書等保存方式」について、分
かり易く解説します。

第2講 『経過措置の取扱いについて』

契約の時期や内容によっては、消費税率引上げ後でも、旧税率が適用される「経過措置」と
いう制度が定められています。特に、工事の請負や資産の貸付けに関する経過措置などにつ
いては、指定日(平成31年4月1日)の前日までに契約等を締結する必要があります。これらの
経過措置ついて整理するとともに留意点をお伝えいたします。

▶ 開催日時/平成31年2月13日(水) 開場 13:00 開始 13:30

▶ 会場/TOiGO 4階 大学習室1 (地図は裏面をご参照ください)

※TOiGOパーキングをご利用の場合、割引がありますので、駐車券を3階 事務室までお持ちください。

▶ 受講料 1,000円/1名(税別)(テキスト代含む) 定員/80名(お申し込み先着順)

※受講料は2月末締の請求書にてご請求させていただきます。

※ 申込締切日/平成31年2月8日(金)(必着)

時間	内容
13:30	オリエンテーション・ごあいさつ
13:35	◆第1講 「消費税率10%への改正のポイント」
14:50	《休憩》
15:10	◆第2講 「経過措置の取扱いについて」
16:30	クロージング

講師紹介

▶ 第1講

税理士 宮下 知昭

(講師実績)

- ・ 税制改正セミナー
- ・ 税理士会講師 等



▶ 第2講

マネージャー 山崎 一也

(講師実績)

- ・ 税制改正セミナー



会場案内図



主催： **あがたグローバル税理士法人**

※TOIGOパーキングをご利用の場合、割引がありますので、駐車券を3階 事務室までお持ちください。

住所：〒380-0824 長野市南石堂町 1293 番地 3
長栄南石堂ビル 3 階

TEL : 026-217-2020 / FAX : 026-217-2223 お問い合わせ先：セミナー委員会 田島淳志

URL : <http://www.ag-tax.or.jp/> E-mail : seminar@ag-tax.or.jp

下記に必要事項をご記入の上、FAXでお送りいただくか、弊社担当者にお渡しください。

【 送 付 先 】

あがたグローバル税理士法人 行 FAX 026-217-2223

『改正消費税法 税率アップ・軽減税率への実務対応セミナー』 申込書

※受講票をお送りしますので、FAX 番号は必ずご記入ください。

貴社名			
電話番号		FAX 番号	
ご出席者氏名			様
			様
			様